

令和 6 年和光市議会 6 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	繰越明許費繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号及び第7号）で計上しました13事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の13事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
戸籍住民基本台帳業務 （社会保障・税番号制度システム改修業務委託（総務省分））	12,210,000
戸籍法一部改正に伴う振り仮名対応業務 （社会保障・税番号制度システム改修業務委託（法務省分））	3,300,000
障害者福祉支援 （障害福祉サービス指定事業者等管理システム等改修業務委託）	2,547,600
福祉の里施設整備 （福祉の里ICT化推進指定管理者支援事業）	6,388,000
保育所等基盤整備 （保育所調理室老朽化改修事業）	15,180,000
生活保護 （生活保護費不正受給に伴う刑事告訴業務委託）	384,400
新型コロナウイルスワクチン住民接種 （新型コロナウイルスワクチン住民接種体制整備事業）	12,858,000
道路維持 （藤ノ木橋雨水ポンプ場ポンプ設備改修事業）	16,280,000
道路整備 （市道365号線道路改良事業）	2,341,000

事業名	翌年度繰越額（円）
地域公共交通 （自動運転サービス導入事業）	155,184,600
空家等対策業務 （空家等対策計画策定業務委託）	8,503,000
都市計画業務 （都市計画情報データ修正等業務委託）	2,145,000
越後山土地区画整理組合活動支援 （和光市組合等まちづくり整備事業）	126,455,200

報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

【目的】

令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）で計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の2事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
駅北口土地区画整理推進（駅北） （再開発事業に伴う換地計画事前協議等業務委託）	748,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （再開発事業に伴う従前地分筆業務委託）	2,008,873

報告第3号	継続費通次繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市水道事業会計）
担当	企業経営課

【目的】

令和5年度埼玉県和光市水道事業会計のうち酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業	68,365,000円

報告第4号	専決処分の報告について
担当	生涯学習課
【目的】 令和6年2月に発生した和光市図書館女子トイレからの漏水に関する損害賠償額の決定について専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。 【内容】 1 賠償金額 337,368円 2 賠償の相手方 (1) 住所 東京都杉並区永福3-57-14 (2) 氏名 サミット株式会社 代表取締役社長 服部 哲也 3 被害の概要 (1) 発生日時 令和6年2月10日 (2) 発生場所 和光市図書館女子トイレ (3) 被害の状況 洋式便器から水があふれたことにより、階下にあるサミット株式会社コルモピアシーアイハイツ和光店の商品が水にぬれ、さらに天井パネルへ染みが付着する損害を与えた。 【施行期日】 専決処分を行った日：令和6年4月23日	

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	企画人権課
【目的】 人権擁護委員 1 名が任期途中で辞任したため、新たに富澤仁氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。 【内容】 埼玉県和光市白子 1 丁目 1 番 13 号 富澤 仁	

議案第36号	第6分団消防ポンプ車購入契約の締結について
担 当	財政課

【目的】

消防ポンプ車の老朽化に伴い、新たに車両を購入するものです。

【議案の法的根拠・積算根拠】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2の2第2項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条

【契約の案件の受注者や内容等】

件 名 第6分団消防ポンプ車購入

納品場所 和光市中央1丁目3番33号

契約の方法 指名競争入札

契約金額 金23,925,000円

（うち消費税額及び地方消費税額 金2,175,000円）

契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司

議案第37号	専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例）
担 当	職員課
【目的】 令和6年3月1日から実施するため、「市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例」を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。 【内容】 令和6年3月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料の月額を、10分の1減額するものです。	

議案第39号	専決処分の承認を求めることについて（和光市手数料条例の一部を改正する条例）
担 当	戸籍住民課

【目的】

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和6年3月1日に施行され、戸籍謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等に関する事務が開始されます。これに付随し、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行います。

【内容】

（1）戸籍謄本等の広域交付の開始

これまで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本等の交付が本籍地以外の全国の市区町村においても可能となり、窓口で他の市区町村に存在する自己、配偶者、直系尊属、直系卑属の戸籍謄本等が取得できるようになることについて、条文に規定します。

なお、広域交付にかかる手数料につきましては、戸籍謄本等の手数料と同額です。

（2）戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

新たに電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供するための識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号）の発行が開始されることに伴い、窓口で識別符号を取得する際の手数料等を条文に規定します。

- ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400 円／1 件
- ・除籍（改製原戸籍を含む）電子証明書提供用識別符号の発行 700 円／1 件

（2）戸籍届書等情報の内容証明書の交付

戸籍届書等情報（戸籍届書及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能になることに伴い、窓口で内容証明書を取得する際の手数料等を条文に規定します。

- ・届書等情報の内容の証明書の交付 350 円／1 件
- ・届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350 円／1 件

【施行期日】

令和6年3月1日

議案第40号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
【目的】 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。 【内容】 1 改正の要点 (1) 個人市民税 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円（市民税6,000円及び県民税4,000円）の減税を実施する。なお、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。 なお、定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。 〔附則第5条の2、第7条の5、第7条の6、第7条の7及び第7条の8関係〕 (2) 固定資産税 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間、市の条例で定める割合（現行は2分の1）を乗じて得た額とした上で、その適用期限を2年延長する。 〔附則第10条の2関係〕 (3) その他の改正 法改正に併せて所要の規定を整備（条、項ずれの修正、文言の修正及び追加等）します。 2 施行日 令和6年4月1日	

議案第41号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
【目的】 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。 【内容】 1 改正の要点 (1) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間、市の条例で定める割合（現行は2分の1）を乗じて得た額とした上で、その適用期限を2年延長する。 〔附則第5項関係〕 (2) 法改正に併せて所要の規定を整備（条、項ずれの修正、文言の修正及び追加等）します。 2 施行日 令和6年4月1日	

議案第42号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて）
担 当	保険年金課
【目的】 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。 【内容】 1 賦課限度額の改正 後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「22万円」から「24万円」に改めます。 2 軽減判定所得の改正 5割軽減基準額の加算に係る額を「29万円」から「29万5千円」に、2割軽減基準額の加算に係る額を「53万5千円」から「54万5千円」に改めます。 【施行期日】 令和6年4月1日	

議案第43号	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育施設課

【目的】

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」の改正に伴い、それに即した改正を行うものです。

【内容】

家庭的保育事業等（和光市では、小規模保育事業所及び事業所内保育事業が該当します）について、3歳児の配置基準を20対1から15対1に、4・5歳児の配置基準を30対1から25対1に見直すもの。

【施行期日】

令和6年7月1日

議案第44号	和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	ネウボラ課
【目的】 県が市町村による子育て支援の充実を前提として、こども医療費支給事業の助成対象年齢の引き上げ等を実施することに伴い、子ども医療費助成制度を充実させることとするために条例改正を行うものです。 【内容】 子ども医療費助成の対象年齢を15歳の年度末から18歳の年度末に変更するものです。 【施行期日】 令和6年10月1日	

議案第45号	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて
担 当	ネウボラ課
【目的】 ひとり親家庭等の医療費助成制度における、自己負担の規定を廃止するものです。 【内容】 療養に係る一部負担金のうち、通院等の場合、同一月につき1,000円、入院の場合1日につき1,200円の自己負担を廃止する。 非課税世帯、15歳年度末までの児童等が除外対象となっていたが、廃止に伴い全受給者の一部負担金が支給の対象となる。 【施行期日】 令和6年10月1日	

議案第48号	令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）																										
担当	企業経営課																										
【目的】 今回の補正予算は、事務所用建物（旧保健センター）改修工事設計業務委託を行いたため、既定予算第4条に定める建設改良費を498万3千円増額するものです。それに伴い、既定予算第3条に定める営業外収益を45万2千円増額するものです。 【内容】 収益的収入 <table><tr><td>科目</td><td>既決予定額</td><td>補正予定額</td><td>計</td></tr><tr><td>第1款 事業収益</td><td>1,602,962 千円</td><td>452 千円</td><td>1,603,414 千円</td></tr><tr><td>第2項 営業外収益</td><td>191,246 千円</td><td>452 千円</td><td>191,698 千円</td></tr></table> 資本的支出 <table><tr><td>科目</td><td>既決予定額</td><td>補正予定額</td><td>計</td></tr><tr><td>第1款 資本的支出</td><td>879,432 千円</td><td>4,983 千円</td><td>884,415 千円</td></tr><tr><td>第1項 建設改良費</td><td>850,520 千円</td><td>4,983 千円</td><td>855,503 千円</td></tr></table>				科目	既決予定額	補正予定額	計	第1款 事業収益	1,602,962 千円	452 千円	1,603,414 千円	第2項 営業外収益	191,246 千円	452 千円	191,698 千円	科目	既決予定額	補正予定額	計	第1款 資本的支出	879,432 千円	4,983 千円	884,415 千円	第1項 建設改良費	850,520 千円	4,983 千円	855,503 千円
科目	既決予定額	補正予定額	計																								
第1款 事業収益	1,602,962 千円	452 千円	1,603,414 千円																								
第2項 営業外収益	191,246 千円	452 千円	191,698 千円																								
科目	既決予定額	補正予定額	計																								
第1款 資本的支出	879,432 千円	4,983 千円	884,415 千円																								
第1項 建設改良費	850,520 千円	4,983 千円	855,503 千円																								

議案第49号	中央公民館雨漏改修工事の請負契約の締結について
担 当	財政課
【目的】 令和元年頃から体育室の複数カ所で雨漏りが確認されており、天井にシミができています。視聴覚室の入口付近でも雨漏りが確認されており、天井材がたわんでしまったため、現在撤去している状況である。その他これまでにロビーや会議室、音楽室などでも雨漏りが確認されており、令和4年度に、漏水調査を実施したところ、外壁の経年劣化によるひび割れ、防水材の劣化による剥がれ等、雨漏りの原因となる箇所が多数確認された。今回、これらの雨漏りの原因を無くすため、改修工事を実施するものです。 【内容】 中央公民館雨漏改修工事 - 仮設足場の設置 一式 - 外壁全体クラック補修 一式 - 外壁打ち放し保護工法による塗装改修 一式 - 屋上防水改修 一式 - サッシ等取合い目地のシーリング打ち替え 一式 - 内部漏水箇所の仕上げ改修 一式 【議案の法的根拠】 地方自治法第96条第1項第5号 地方自治法施行令第121条の2の2第1項 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条 【契約案件の受注者や内容など】 - 工事名 中央公民館雨漏改修工事 - 工事場所 和光市中央公民館（和光市中央1-7-27） - 契約の方法 ダイレクト型一般競争入札 - 契約金額 金165,000,000円 （うち消費税額及び地方消費税額 金15,000,000円） - 契約の相手方 埼玉県朝霞市北原一丁目4番2号 株式会社共進 代表取締役 池田 達之介	